

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 百五銀行			コード	8368
提出日	2021/5/28	異動（予定）日	2021/6/23		
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性・選任理由を変更するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小林 長久	社外取締役	○										○	○			訂正・変更	有
2	川喜田 久	社外取締役	○										○	○				有
3	若狭 一郎	社外取締役	○										△					有
4	西岡 慶子	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5	西田 孝	社外監査役	○										△					有
6	鶴岡 信治	社外監査役	○										○					有
7	川端 郁子	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が過去に代表取締役社長・会長を務め、現在は取締役相談役として兼務しております日本トランスシティ株式会社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏が代表取締役会長として兼務しております株式会社四日市ミート・センターとは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 さらに、同氏は当行取締役常務執行役員の山崎計が社外取締役を務めている四日市港埠頭株式会社の代表取締役社長であります。同社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が代表取締役会長として兼務しております三重トヨペット株式会社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏は当行取締役専務執行役員の杉浦雅和が社外監査役を務めている株式会社ちとせの取締役であります。同社とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しております。 同氏が代表取締役会長として兼務しております三重トヨペット株式会社は、当行をメインバンクとしておりますが、当行以外の複数の金融機関と継続的な取引があり、当行の貸出姿勢が同社の事業継続に深刻な影響を及ぼすものではありません。 同氏が取締役として兼務しております株式会社ちとせは、当行をメインバンクとしておりますが、当行以外の複数の金融機関と継続的な取引があり、当行の貸出姿勢が同社の事業継続に深刻な影響を及ぼすものではありません。また、同社と当行の間には商取引がありますが、同社の業況が当行との取引に左右されるものではありません。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	同氏が執行役副社長を務めていた明治安田生命保険相互会社とは預金等の経常的な取引及び代理店契約がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が代表取締役社長として兼務しております株式会社光機械製作所とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。 また、同氏が理事・副学長として兼務しております国立大学法人三重大学とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

5	同氏が常務執行役員を務めていた三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とは預金等の経常的な取引及び金融商品仲介業務での提携がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	これまでの銀行・証券会社での勤務や監査役としての活動により、豊富な経験や財務に関する幅広い見識等を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行っていることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
6	同氏とは預金等の経常的な取引があり、また、同氏が副学長を務めていた国立大学法人三重大学とは、預金や貸出等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	大学教授としての幅広い知識に加え、過去に大学の副学長を務め、組織運営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、これまでの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行っていることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
7	同氏は川端法律事務所の代表弁護士を務めております。同氏とは預金等の経常的な取引がありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	長年、検事および弁護士として活躍し、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。会社経営に直接関与した経験はありませんが、これまでの経験・知見に基づき、取締役会、監査役会で積極的に所感または意見を述べるとともに、助言・提言を行うなど、適切に監査活動を行っていることから、社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当行では、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当行独自に定めた以下の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき独立性を判断しております。 ＜社外役員の独立性に関する基準＞ 当行における独立役員（候補者を含む）は、以下のいずれの要件にも該当しない者としております。 1. 当行を主要な取引先とする者（注1）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者（注2）。 2. 当行の主要な取引先（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 3. 当行から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。 4. 当行の主要な株主（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 5. 当行から年間1,000万円を超える寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。 6. 上記1から5までのいずれかに該当する者の近親者（注5）。 （注） （1）当行を主要な取引先とする者とは、融資取引において当行の貸出姿勢がその者の事業継続に深刻な影響を及ぼすと考えられる者とする。 （2）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。 （3）当行の主要な取引先とは、当行からの借入金残高が当行の貸出金残高の2%以上を占めている先とする。 （4）当行の主要な株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主とする。 （5）近親者とは、二親等内の親族とする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。